

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曾川用水総合管理所長 本田 毅
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1 件 名 | 長良導水耐雷トランス取替 |
| 2 施 行 場 所 | 三重県桑名市長島町西外面地内 2号制水弁室 外2箇所 |
| 3 工 期 | 契約締結の翌日から令和6年3月8日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号) なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 提出期限 | 令和5年9月19日 12:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所 経理課 中原 TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482 |
| 5) 質 問 書 | 令和5年9月11日 12:00 まで ※質問の回答については、令和5年9月13日までにHPに掲載します。 |
| 6) 見積回数 | 2回を限度とする。 なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の書提出の期限は 令和5年9月19日 16:00 までとします。 |
| 7) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。 ②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 3 見 積 結 果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知 します。 |
| | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 |
| | 2) 受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 |
| | 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。 くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 |

長良導水耐雷トランス取替

仕様書

令和5年8月

独立行政法人水資源機構
木曾川用水総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

この仕様書は、長良導水耐雷トランス取替に適用する。

第2節 作業場所

三重県桑名市長島町西外面地内 2号制水弁室 外2箇所

なお、上記の外2箇所は、次に示すとおりとする。

- (1) 三重県桑名市長島町松ヶ島地内 3号制水弁室
- (2) 三重県桑名郡木曾岬町加路戸地内 4号制水弁室

第3節 作業内容

本作業は、耐雷トランスの取替を行うものである。

- | | | |
|------------|-------|----|
| (1) 耐雷トランス | 購入 | 3台 |
| (2) 耐雷トランス | 据付、撤去 | 3台 |

第4節 期間

期間は、契約締結の翌日から令和6年3月8日までとする。

第5節 担当職員

受注者に対する指示、承諾及び協議は担当職員が行うものとし、契約後に担当職員を通知するものとする。

第6節 現場発生品

1. 本件にて発生した現場発生品については、担当職員の確認を受けた後に搬出するものとする。
2. 現場発生品を産業廃棄物として適正に処理するものとし、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに担当職員に提示するものとする。

第7節 震災対策

1. 受注者は地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに作業を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第8節 疑義

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 機器の仕様

第1節 耐雷トランスの仕様

| | |
|------------|---|
| (1) 構造 | 屋内据置型 |
| (2) 相数 | 単相2線 |
| (3) 周波数 | 60Hz |
| (4) 電圧 | AC100V |
| (5) 容量 | 1kVA |
| (6) 絶縁抵抗 | DC500V 100MΩ以上 |
| (7) 耐電圧 | 一次-二次巻線間及び一次巻線-接地間 AC10kV(1分間)、インパルス(1.2/50μs)30kV 二次巻線-接地間 AC3kV(1分間)、インパルス(1.2/50μs)30kV |
| (8) サージ移行率 | 平衡時：1/1,000以下(-60dB以下) |
| (9) 絶縁種別 | JEC2200「変圧器」による。 |

第3章 作業

第1節 据付

1. 機器の据付は、アンカーボルトを新たに打設し、固定するものとする。また、アンカーボルトについては、耐震計算を行い、担当職員の確認をうけたのち、引っ張り試験を全数実施するものとする。
2. 配線は既設を流用するものとする。
3. 設置箇所は既設付近とするが、難しい場合は担当職員の指示に従うものとする。
4. 電源の停止は担当職員が実施するものとし、ケーブル接続の際は無電圧を確認し作業を行うこと。

第2節 撤去

1. 既設設備の撤去品は、次のとおりとする。
 - (1) 耐雷トランス(T1-11-1H-D) 3台
2. 撤去品は、第1章第6節の現場発生品として適切に処理しなければならない。

第3節 立会による確認

受注者は、次表の作業について、担当職員の立会による確認を受けなければならない。

| 種別 | 細別 | 内容 | 備考 |
|------|------|-----------|----|
| 設置位置 | 設置位置 | 設置位置確認 | |
| 後片付け | 後片付け | 後片付け状況の確認 | |

第4節 提出書類等

受注者は、以下の書類を提出するものとする。

1. 機器仕様書（カタログ等） 1部 （現地作業14日前まで）
2. 耐震計算書 1部 （現地作業14日前まで）
3. 作業報告書 1部 （機器仕様書、更新前・後の写真）

長良導水耐雷トランス取替

別図

令和5年8月

独立行政法人水資源機構
木曾川用水総合管理所

長良導水耐雷トランス取替

図面目録

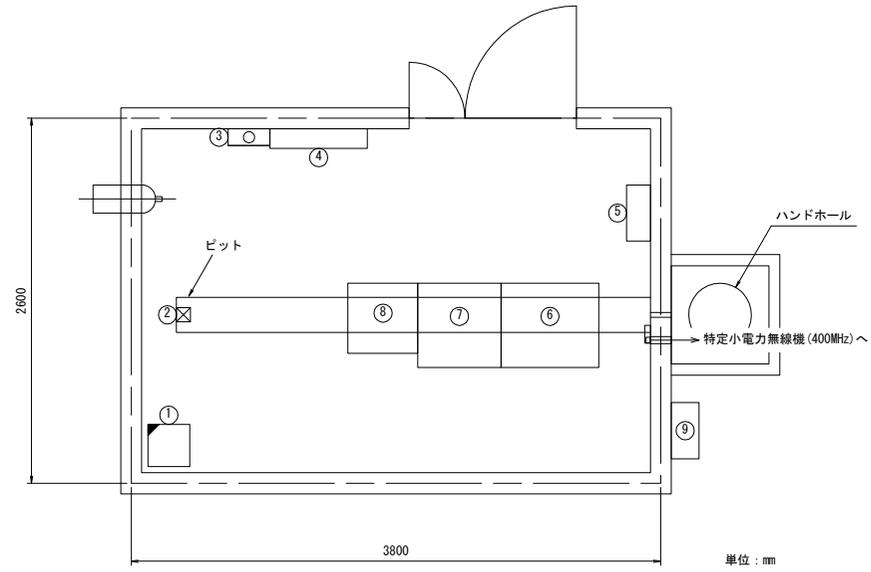
| 登録番号 | 整理番号 | 図面名称 | 縮尺 |
|------|------|---------------|----|
| | 別図-1 | 位置図 | |
| | 別図-2 | 2号制水弁局舎 機器配置図 | |
| | 別図-3 | 3号制水弁局舎 機器配置図 | |
| | 別図-4 | 4号制水弁局舎 機器配置図 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

位置図



| | | | |
|------------------------|--------------|------|------|
| 件名 | 長良導水耐雷トランス取替 | | |
| 名称 | 位置図 | | |
| 登録番号 | | 整理番号 | 別図-1 |
| 独立行政法人水資源機構 木曽川用水総合管理所 | | | |

2号制水弁局舎 機器配置図

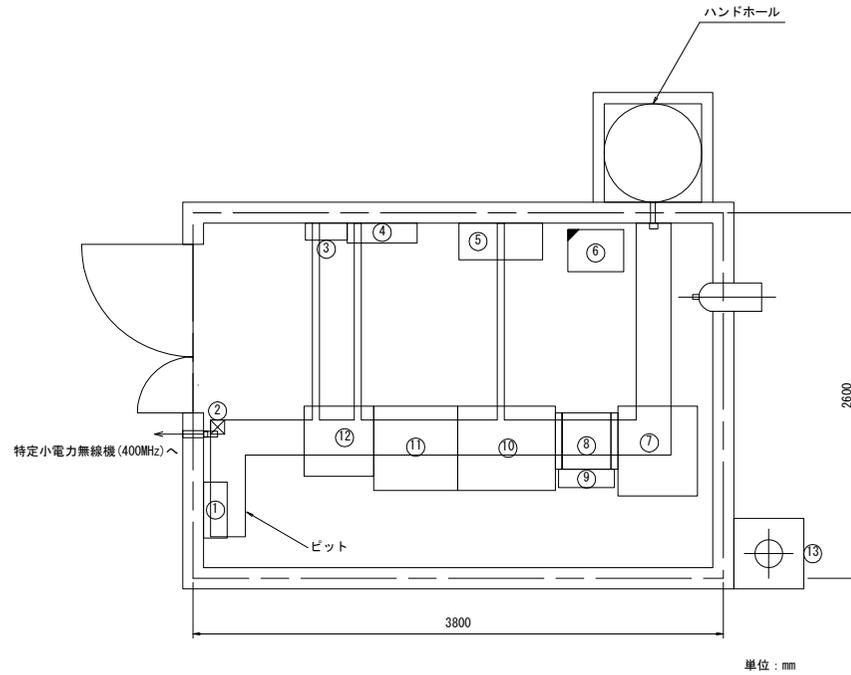


: 取替対象
 : 既設

| No | 機器名称 | 施工区分 |
|----|--------------|-------|
| ① | 耐雷トランス | 撤去、新設 |
| ② | P. B | 既設 |
| ③ | 接地端子盤 | 〃 |
| ④ | 分電盤 | 〃 |
| ⑤ | プロア盤 | 〃 |
| ⑥ | 機側操作盤 | 〃 |
| ⑦ | 子局伝送装置 | 〃 |
| ⑧ | テレメータ用直流電源装置 | 〃 |
| ⑨ | 電力計箱 | 〃 |

| | | | |
|----------------------------|---------------|------|------|
| 件名 | 長良導水耐雷トランス取替 | | |
| 図面名 | 2号制水弁局舎 機器配置図 | | |
| 尺度 | — | 図面番号 | 別図-2 |
| 独立行政法人 水資源機構 木曾川用水総合管理所 | | | |

3号制水弁局舎 機器配置図

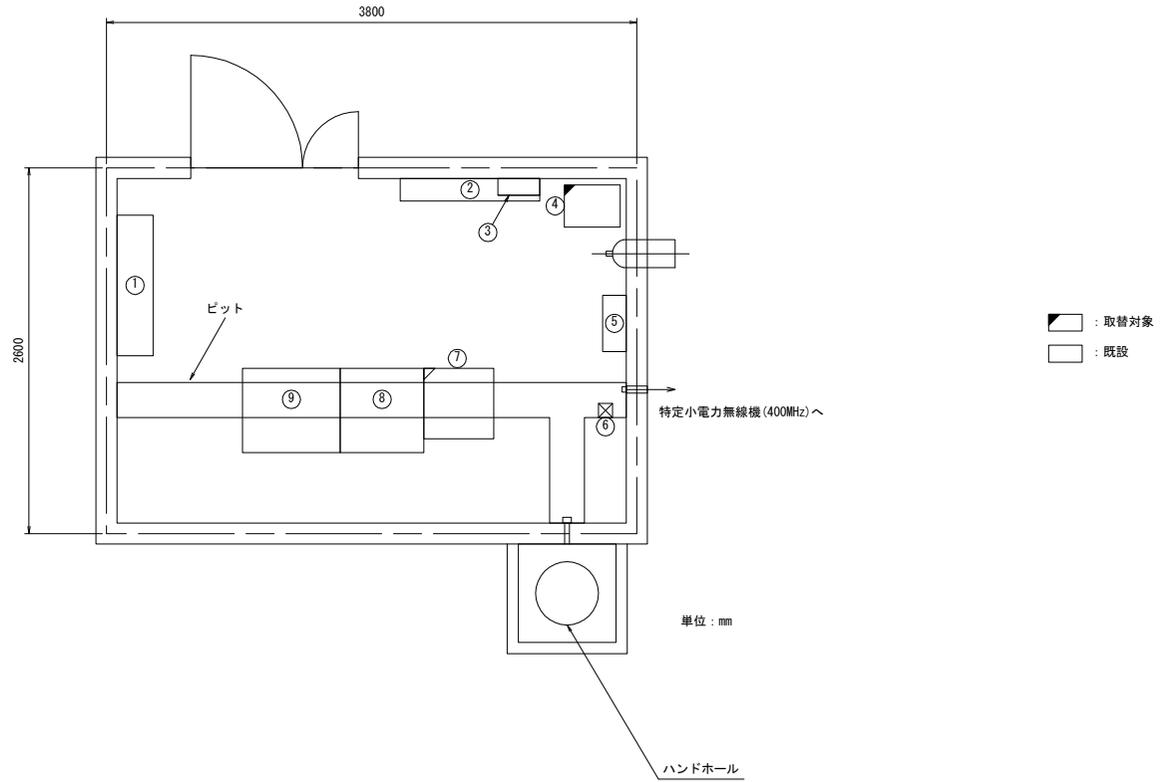


: 取替対象
 : 既設

| No | 機器名称 | 施工区分 |
|----|--------------|-------|
| ① | フロア盤 | 既設 |
| ② | P.B | 〃 |
| ③ | 接地端子盤 | 〃 |
| ④ | 分電盤 | 〃 |
| ⑤ | SW. BOX観測用 | 〃 |
| ⑥ | 耐雷トランス | 撤去、新設 |
| ⑦ | 地震計処理部 | 既設 |
| ⑧ | 電気防蝕用直流電源装置 | 〃 |
| ⑨ | 接続BOX・抵抗BOX | 〃 |
| ⑩ | 機側操作盤 | 〃 |
| ⑪ | 子局伝送装置 | 〃 |
| ⑫ | テレメータ用直流電源装置 | 〃 |
| ⑬ | 地震計計測部 | 〃 |

| | | | |
|----------------------------|---------------|------|------|
| 件名 | 長良導水耐雷トランス取替 | | |
| 図面名 | 3号制水弁局舎 機器配置図 | | |
| 尺度 | — | 図面番号 | 別図-3 |
| 独立行政法人 水資源機構 木曽川用水総合管理所 | | | |

4号制水弁局舎 機器配置図



| No | 機器名称 | 施工区分 |
|----|--------------|-------|
| ① | SW. BOX観測用 | 既設 |
| ② | 分電盤 | 〃 |
| ③ | 接地端子盤 | 〃 |
| ④ | 耐雷トランス | 撤去、新設 |
| ⑤ | フロア盤 | 既設 |
| ⑥ | P. B | 〃 |
| ⑦ | テレメータ用直流電源装置 | 〃 |
| ⑧ | 子局伝送装置 | 〃 |
| ⑨ | 機側操作盤 | 〃 |

| | | | |
|--------------|---------------|------|------|
| 件名 | 長良導水耐雷トランス取替 | | |
| 図面名 | 4号制水弁局舎 機器配置図 | | |
| 尺度 | — | 図面番号 | 別図-4 |
| 独立行政法人 水資源機構 | | | |
| 木曾川用水総合管理所 | | | |

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所 経理課 中原 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曾川用水総合管理所長 本田 毅 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和5年9月5日に交付された(件名:長良導水耐雷トランス取替)の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

| くじ用数値 | | |
|-------|---|---|
| 1 | 2 | 3 |
| | | |

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

| 見積業者 | 見積額 | くじ用順位 | くじ用数値 |
|-------|-----------|-------|-------|
| 〇〇工務店 | ¥500,000- | 0 | 123 |
| □□工業 | ¥600,000- | | 999 |
| △△組 | ¥500,000- | ① | 4 |

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

| 見積業者 | 見積額 | くじ用順位 | くじ用数値 |
|-------|-----------|-------|-------|
| 〇〇工務店 | ¥500,000- | 0 | 123 |
| □□工業 | ¥600,000- | | 999 |
| △△組 | ¥500,000- | 1 | 4 |
| ◎◎工業 | ¥500,000- | ② | 1 |

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。